

# 6月は環境月間です

～一人ひとりにできること～

## 「ECO (エコ) ライフ」に取り組んでみよう!

- 使っていない電気は小まめに消しましょう。
- 冷房時の室温は28度を目安にしましょう。(体調を考慮し、無理のない室温管理)
- 冷蔵庫は詰め込みすぎないようにしましょう。
- LED照明を使いましょう。
- みどりのカーテンを育てましょう。
- シャワーや水道の出っぱなしは止めましょう。
- 洗濯にはお風呂の残り湯を利用しましょう。
- 自動車の利用は控えるようにしましょう。
- レジ袋はもらわずに、マイバックを持参し、マイボトル、マイカップを使いましょう。(ごみの減量化にもつながります)
- ☆「もったいない」の気持ちで実践すれば、「環境」だけではなく、「家計」にもやさしい取り組みです

わたしたち一人ひとりにできる、環境に優しいECO (エコ) ライフへの取組みが、地球温暖化防止への原動力となります。  
皆さんでECO (エコ) ライフを実践しましょう!

## 環境調査 (河川・海域・大気) 測定調査結果

町では、河川、海域などの水質や大気の状態を把握するため、毎年環境調査を実施しています。昨年度の各種調査結果は、下表のとおりでした。

### 河川水質調査結果

河川名	測定地点	pH (単位:なし)		BOD (単位:mg/ℓ)		SS (単位:mg/ℓ)		n-ヘキサン (単位:mg/ℓ)	
		3年度	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度
池田排水路	富士白苑付近	9.0	9.2	2.0	3.8	4	4	<0.5	<0.5
三沢川	富士白苑付近	8.9	8.9	1.8	2.0	2	2	<0.5	<0.5
嶋立川	嶋立橋	8.1	8.0	5.0	4.0	4	2	<0.5	<0.5
血洗川	河口付近	8.2	8.1	3.1	3.0	2	2	<0.5	<0.5
葛川	プリンスホテル付近	8.1	8.1	2.0	1.6	2	3	<0.5	<0.5
不動川	川尻公園付近	8.2	8.2	2.7	2.7	4	3	<0.5	<0.5
長谷川	スーパーヤマサ付近	8.1	8.1	4.2	3.7	3	3	<0.5	<0.5
谷戸川	月京橋付近	8.7	8.5	6.3	5.9	4	3	<0.5	<0.5
環境基準	-	6.5~8.5		5以下		50以下		-	

※数値は年度内平均値、<印は定量下限値未満を示す。

### 海域水質調査結果

測定地点	pH (単位:なし)		COD (単位:mg/ℓ)		DO (単位:mg/ℓ)		n-ヘキサン (単位:mg/ℓ)		大腸菌 (単位:MPN/100ml)	
	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度
中央	8.2	8.2	2.7	3.1	8.9	7.4	0.5未満	0.5未満	1300	330
漁港	8.2	8.2	2.7	3.0	8.1	7.0	0.5未満	0.5未満	330	310
港外	8.2	8.3	2.8	3.1	8.3	8.0	0.5未満	0.5未満	490	330
環境基準	7.8~8.3		2以下		7.5以上		無検出		1,000以下	

※数値は年度内平均値

### 二酸化窒素濃度調査結果

測定地点	単位:ppm	
	3年度	2年度
図書館前	0.008	0.010
国府支所	0.012	0.011

- ※数値は1時間値の1日平均値
- ◎環境基準: 0.04~0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下
  - ◎測定方法: ギルツマン試薬を用いる吸光度法
  - ◎採取時間: 12:00~翌日の12:00までの24時間

### 用語の解説

- ◎pH (ペーハー・水素イオン濃度) 溶液中の水素イオン濃度を表す記号で水素イオン指数ともいう。pHは、0から14まであり、7が中性、7を超えるとアルカリ性、7未満が酸性となる。
- ◎BOD (生物学的酸素要求量) 水中の有機物質(汚物)が一定条件のもとで、微生物によって分解されるときに消費される酸素の量。
- ◎SS (浮遊物質) 水中に懸濁している固体や浮遊固形物。
- ◎COD (化学的酸素要求量) 水中の有機物質が酸化剤によって、酸化されるときに消費される酸素の量。
- ◎DO (溶存酸素量) 水中に溶け込んでいる酸素の量。きれいな河川は、通常7~10mg/ℓ程度である。
- ◎n-ヘキサン (n-ヘキサン抽出物質) 水中に含まれている比較的揮発しにくい油状物質の量。
- ◎大腸菌 人畜の排出物などによる汚れを知る尺度で、各消化器系病原菌によって汚染されている可能性が高い。
- ◎ppm 濃度の単位で、100万分の1を表す。
- ◎環境基準 人間の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準。(いわゆる規制基準ではない。)

## 生物多様性について考えよう

# 私たちにできる特定外来生物対策

～入れない・捨てない・拡げない～

問環境課 ☎(72)4438



日本の野外に生息する外来種の数、2,000種を超えるといわれています。外来種の中には、地域の自然環境に大きな影響を与え、もともとその地域にいた生きものの生息地を奪うなど、生物多様性をおびやかす恐れのある種類もあり、「特定外来生物」として外来生物法により指定されています。私たち一人ひとりが外来種問題を認識し、適切な対策により、日本古来の豊かな自然環境を守りましょう。

## △県内で生息が確認された特定外来生物の例△

(写真提供:九州地方環境事務所ほか)



### 【オオキンケイギク】

- ・北米原産の多年草
- ・5~7月にかけて黄色のコスモスに似た花を咲かせる
- ・路傍、河川敷、線路際、海岸などに生育する
- ・強じんよく生育することから、いったん定着すると在来の野草の生育場所を奪い、周囲の環境を一変させてしまう恐れがある
- ・町内でも生息が確認されている



### 【オオハンゴンソウ】

- ・北米原産の多年草
- ・7~10月にかけて花を咲かせる
- ・路傍、荒地、畑地、湿原、河川敷などに生育する
- ・高さは0.5~3m
- ・寒さや湿地に強く盛んに繁殖するため、低木をおしのけ一面に広がる勢いで生育する

## 自宅の敷地などでこれらの特定外来生物を見つけたときは

- 1 根から引き抜く
- 2 袋に入れて枯らせる
- 3 可燃ごみとして出す



根から株ごと引き抜きましょう。多年草なので根が残るとまた生えてきます。



種子や根を落とさないように袋を密閉して、枯らしてください。



袋が破れないように注意してください。

他にも100種類を超える生きものが「特定外来生物」に指定されています。環境省のホームページで確認できますので、ぜひご覧ください。